

いわき市公共施設等 再生可能エネルギー由来電力供給仕様書

1. 概 要

(1) 件名

いわき市の公共施設等（高圧 1 1 4 施設）で使用する再生可能エネルギー由来電力供給業務

(2) 需要場所

別紙 1 に掲げる施設及びこれに付属する施設

2. 仕 様

(1) 需要場所ごとの予定契約電力、予定使用量等

別紙 1 に掲げるとおり

(2) 需給期間対象

対象施設（別紙 1）

令和 9 年 4 月 1 日以後の最初の検針日の 0 : 0 0 から令和 1 0 年 4 月 1 日以後の最初の検針日の前日の 2 4 : 0 0 まで（1 年間）

(3) 需給地点

需給場所における当該地域を管轄する一般送配電電気事業者の開閉所内の電源側接続地点

(4) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

(5) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

(6) 供給条件

次のア、イ及びウの条件を満たすこと。

ア 供給電力は再生可能エネルギー由来の環境価値証書※を付与した電力とする。

※FIT非化石証書、非FIT非化石証書（再エネ指定有）、グリーン電力証書等

イ 供給電力のメニューごとの調整後排出係数※は 0 . 0 0 0 0 0 0 t - C O 2 / k W h とすること。

※温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）第20条の2に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表する調整後排出係数を指す。

ウ 供給条件を遵守していることを示す書類（任意様式）を提出すること。なお、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）第20条の2に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表している最新の登録メニューである場合、提出は不要とする。

エ ウにおける提出期日は、契約締結前に発注者および受注者での協議により定めるものとする。

（７）供給の方法

対象施設で使用する電気を需要に応じて全量供給するものとする。

（８）検針日および計量日

ア 検針は各月ごとに、送配電事業者が定めた日（検針区域に応じて送配電事業者があらかじめ定めた毎月一定の日及び休日等を考慮して定めた日）に原則として実施するものとする。

イ 計量は、計量装置により記録された値によるものとする。なお、電力使用量の単位は、1 kWhとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

３．電気料金の算定方法等

（１）電気料金の算定

次に掲げる契約の区分に応じて定める方法により行うものとする。この場合において、当該算定した料金に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

ア 単価固定型契約

① 電気料金

電気料金の計算は、次の①－１から①－６を合計して得た金額とする。

①－１ 基本料金

契約期間中は月ごとに基本料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量に応じて算定するものとする。また、基本料金にかかる力率割引は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款に準じるものとする。

①－２ 電力量料金

契約期間中は月ごとに電力量料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの使用電力量の実績に応じて算定するものとする。

①－３ 燃料費等調整額

各月の燃料費調整額は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が適用する燃料費調整単価の算定諸元に準じる、もしくは受注者が独自に定める公開された算定諸元により算出するものとし、いずれの場合も基準燃料価格に上限を定める必要はないものとする。契約期間中に燃料費調整単価の変更に関する改定が発生する場合、事前に別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。なお、燃料調整費を請求しない場合は本項目は除外とする。いずれの場合も、当該地域を管轄する一般送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス単価が発生する場合は、電力量料金に含めるものとする。

①－４ 容量拠出金

基本料金単価もしくは電力量料金単価に含めるものとする。別で単価を設ける場合は、契約期間内において単価変更は認めない。なお、燃料調整費内において請求を行う場合、算定諸元内に計算根拠が公表されているものとし、変更にあたっては燃料費調整額における算定諸元の変更時の条件と同様とする。

①－５ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者の電気需給約款により算定するものとする。

①－６ 国の補助金

国が実施している電気・ガス価格激変緩和対策期間中は、当該対策の支援を受け、国の定める値引き単価に応じて値引きを行うものとする。

イ 高圧・単価変動型（市場連動）契約

① 電気料金

電気料金の計算は、次の①－１から①－５を合計して得た金額とする。

①－１ 基本料金

契約期間中は月ごとに基本料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量に応じて算定するものとする。また、基本料金にかかる力率割引は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款に準じるものとする。

①－２ 電力量料金

契約期間中は月ごとに電力量料金単価を定め、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める託送料金単価、損失率を考慮し、JEPXエリアプライス、スポット取引手数料を加えた額に、月ごとに当該契約に係る施設の同日同時刻帯の３０分使用量の実績を乗じて算定するものとする。

①－３ 容量拠出金

基本料金単価もしくは電力量料金単価に含めるものとする。別で単価を設ける場合は、契約期間内において単価変更は認めない。

①－４ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者の電気需給約款により算定するものとする。

①－５ 国の補助金

国が実施している電気・ガス価格激変緩和対策期間中は、当該対策の支援を受け、国の定める値引き単価に応じて値引きを行うものとする。

ウ 単価の単位

単価の単位は１円とし、その端数は小数点以下第三位で四捨五入することとする。

エ 消費税の取扱い

単価、賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。なお、消費税及び地方消費税の税率が改定された場合、新たな消費税率に基づいて金額を算出すること。

（２）電気使用量、電気料金の確認

需給契約開始後、電気使用量、３０分値が確認できるWEBページの提供及び、WEBページへアクセスするためのID、パスワードを発行すること。

（３）電気料金の請求

電気料金の請求は、次のアからエまでに掲げるところにより行うものとする。

ア 受注者は、所管課ごと及び指定管理者各社ごとに請求書及び利用明細を分割して作成するものとする。なお、請求内訳及び利用明細は施設ごとに分けて整理すること。なお、学校支援課の「食育給食係」と「施設計画係」は別部署として取り扱う。

イ 受注者は、毎月の請求額を確定したときは、請求の対象となる施設に係る契約を所管する部署に対し、紙面、又は、電子媒体によりその旨を通知するとともに電子メールに添付する方法又は発注者が専用のWEBページからダウンロードする方法のいずれかにより、請求書及び利用明細を交付するものとする。紙面発行が有料の場合は、その費用を基本料金に加算して入札すること。請求書の独自様式は指定しない。

ウ 口座引落登録が完了するまでの間に請求が発生した際など、請求書が必要となる場合は案件毎の単位に紙ベースで作成し、施設担当課宛に郵送すること。なお、請求内訳は施設毎に分けて整理し、施設担当課宛に郵送またはWEBページより確認が行えるものとする。

エ 当該契約年度の請求は、５月の出納閉鎖を超えないものとする。容量拠出金等の追加請求についても同様とする。なお、クレジットカード払いの場合は、カード会社への請求は令和１０年４月を超えないものとする。

（４）支払方法

支払い方法は、施設ごとに別紙１のとおりとする。受注者は、振込及び口座引落の両方に対応できること。

振込の場合は、受注者が指定する口座に発注者が振り込むこととする。口座引落の場合は、発注者が指定する口座へ毎月継続して料金を振り替えるものとし、毎月の振替日及び振替日が休日の場合の取り扱いについては受注者が指定する。

４．入札金額算出方法

（１）単価固定型契約

- ①基本料金単価は月ごとに変更して構わない。ただし、契約期間中は、入札時に提示した各月の単価を変更しないものとする。
- ②従量料金単価は月ごと、提供するメニューにより時間ごとに変更しても構わない。ただし、契約期間中は、入札時に提示した各月の単価を変更しないものとする。
- ③環境価値単価を設定する場合は、固定単価とし年間通じて同一単価とする。
- ④燃料調整単価は、入札を行うメニューごとにオークション運営者が指定する単価を使用すること。
- ⑤容量抛出品の負担額について、単価を設ける場合、年間通じて同一単価とする。契約期間が4月をまたぐ場合、年度ごとに単価を設定しても構わない。入札時点において次年度の単価設定ができない場合、想定される最大の単価を入札額として設定すること。ただし、この場合実際の請求時に入札単価を超えて請求できないものとする。
- ⑥託送料金、損失率を考慮する場合、契約期間において適用される値を利用すること。なお、入札時点において、契約期間における託送料金、損失率の変更が一般送配電事業者から経済産業省へ申請されている場合は、認可の有無にかかわらずオークション運営者が指定する条件に従うこと。
- ⑦入札金額に再生可能エネルギー発電促進賦課金、電気・ガス価格激変緩和対策は含めないこと。
- ⑧力率は100%とする

（２）単価変動型（市場連動）契約

- ①基本料金単価は月ごとに変更して構わない。ただし、契約期間中は、入札時に提示した各月の単価を変更しないものとする。
- ②従量料金単価に関する手数料等は月ごとに同一単価とする。
- ③環境価値単価を設定する場合は、固定単価とし年間通じて同一単価とする。
- ④JEPXエリアプライスはオークション運営者が指定する単価を利用すること。なお、スポット購入手数料を設定する場合は固定単価とすること。
- ⑤容量抛出品の負担額について、単価を設ける場合、年間通じて同一単価とする。契約期間が4月をまたぐ場合、年度ごとに単価を設定しても構わない。入札時点において次年度の単価設定ができない場合、想定される最大の単価を入札額として設定すること。ただし、この場合実際の請求時に入札単価を超えて請求できないものとする。
- ⑥託送料金、損失率を考慮する場合、契約期間において適用される値を利用すること。なお、入札時点において、契約期間における託送料金、損失率の変更が一般送配電事業者から経済産業省へ申請されている場合は、認可の有無にかかわらずオークション運営者が指定する条件に従うこと。
- ⑦入札額に再生可能エネルギー発電促進賦課金、電気・ガス価格激変緩和対策は含めないこと。
- ⑧力率は100%とする

5. 受注者の留意事項

（１）検針機器等

契約の締結に伴い、電力量等の検針に必要な機器の準備、交換工事等について調整が必要となる場合は、受注者において当該調整を行うものとする。

（２）緊急時の連絡体制

受注者は、災害、事故等が発生した場合において、発注者が指定する連絡先への指示、連絡等が迅速に行える連絡体制を確立するものとする。

（３）使用電力

発注者の都合により、契約期間中に実際に使用される電力は、予定契約電力及び予定使用電力を上回り、又は下回ることができるものとする。

（４）取次店

電気事業法第２条の２の登録を受けた小売電気事業者が取次として入札等に参加する場合は、提示した競争価格での供給について最終的な責任を負うこと。

（５）重要事項

受注者（この号及び第８号において、候補者を含む。）は、次のアからオまでに掲げる事項について留意しなければならない。

ア 燃料費調整に係る算定諸元の変更に関する改定が発生する場合は、発注者へ事前に協議を申し入れ、算定方法を定めるものとする。みなし小売電気事業者と同等の燃料調整費及び受注者独自の燃料調整費のいずれについても同様とする。

イ 当該地域の一般送配電事業者が定める託送料金及び損失率の見直しによる変更は、事前協議を不要とする。変更の内容及び適用時期は発注者へ通知すること。

ウ 該当地域の送配電事業者定める離島ユニバーサルサービス単価の見直しや制度改正により契約単価の変更が生じる場合は、発注者へ事前に協議を申し入れるものとする。

エ 容量拠出金に係る単価は、オークション入札時から契約期間中同一とし、年度をまたぐ場合も変更は認めない。

オ アの協議の結果、申し入れが不成立となった場合は、当該契約の締結を取りやめ、又は解除するものとする。この場合において、当該理由による契約の取りやめ又は解除を理由とする違約金等の請求は認めないものとする。

（６）供給責任

電気事業法第２条の２の登録を受けた小売電気事業者が取次として入札等に参加する場合は、提示した競争価格での供給について最終的な責任を負うこと。

（７）その他

力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及びこの仕様書に定めのない事項については、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者の標準供給条件を基準として、発注者及び受注者で協議して別途定める。

（８）参加条件及び契約

ア 対象は、市の公共施設１０６施設及び指定管理施設８施設とし、全施設を１グループとしてオークションを実施する。オークションのグループは契約及び請求の単位とは異なり、契約は市として１契約及び指定管理者各社ごとに締結する。

市の公共施設の契約者名義はいわき市長、指定管理施設の契約者名義は指定管理者各社とする。本仕様書における発注者は、各施設の電気需給契約を締結する市又は指定管理者をいう。

イ オークションは対象施設全体を1グループとして実施する。ただし、市の公共施設および指定管理者施設については、所管課および指定管理者各社ごとに集計した入札金額が、当該所管課の対象施設に係るスタート価格の合計額をそれぞれ下回ることを受注者の選定条件とする。対象施設全体の入札総額がスタート価格の総額を下回る場合であっても、いずれかの所管課において本条件を満たさない場合は選定対象としない。なお、学校支援課の「食育給食係」と「施設計画係」は、それぞれ独立した所管課として取り扱う。各施設の所属する所管課及び判定単位は、別紙1に定めるとおりとする。

ウ 受注者は、省庁、広域自治体又は基礎自治体、外郭団体等（官公庁所有施設）のいずれかに対する電力供給実績を有すること。供給先名称、契約件名及び供給期間を記載した書類を任意様式により提出すること。

エ 受注者は、直近1年以内に債務超過の状態にないこと。また、直近3年以内に会社更生法の適用を受けていないこと。

オ 市独自の入札参加資格登録、入札参加申請及び指定入札様式の提出は求めない。ただし、契約候補者に選定された事業者は、暴力団等でないことの照会に係る同意書を提出することを求める。

カ 契約方式は随意契約とし、受注者が用意する電気需給約款等を用いる。

（９）契約解除

発注者は、次に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、その事由を受注者に通知することにより契約を解除することができる。また、本規定により契約が解除された場合、受注者は、その損害額を発注者に支払うこと。なお、この場合、受注者は発注者にその損失の補償を請求することはできない。

ア 発注者が受注者の選定過程又は契約期間中において、受注者の不正の事実を知ったとき。

イ 天災等、受注者の責めに帰さない事由によらないで、契約期間中に契約を履行しないとき。

ウ 受注者が故意又は重大な過失により発注者に損害を与えたとき。

エ 受注者がいわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成22年2月22日制定）第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当すると認められるとき。

オ 市場連動型メニューで契約する場合、発注者は1か月前に予告することにより、契約期間中であっても中途解約できるものとする。この場合、解約違約金は発生しないものとする。

以 上